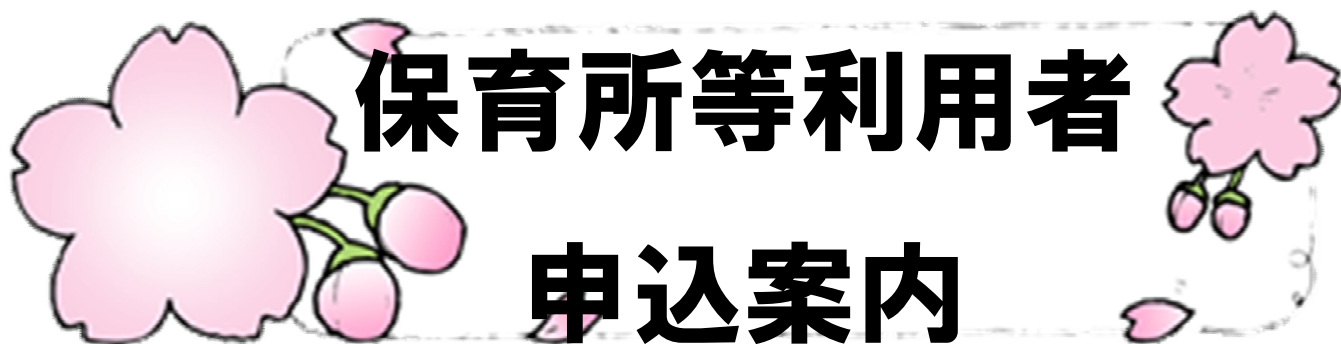




保育所等利用者 申込案内



柴田町子ども家庭課 児童福祉施設班

TEL : 0224-55-2115

【目次】

◎保育所・小規模保育施設とは	1
受付期間	1
受付場所・時間	1
対象児童	1
入所期間	1
【申込み手続きについて】	1
保育所(園)利用までの流れ	2
教育・保育施設等を利用するための教育・保育給付認定	3
【保育施設について】	3
1. 入所期間について	3
2. 退所について	3
3. 慣らし保育について	3
【保育の認定について】	4
1. 保育を必要とする理由	4
2. 保育の必要量	4
3. 「優先利用」への該当有無	5
【保育の利用について】	5
【保育の利用時間について】	5
【入所調整における優先基準】	6
【柴田町に転入予定の方の申込みについて】	7
【育児休業を取得する場合について】	7
1. すでにお子さんが入所中で、育児休業を取得する場合	7
2. 育児休業の終了後に、入所を希望する場合	7
【教育・保育利用者負担金(保育料)について】	7
■保育料の算定	7
【保育料の納入について】	8
■口座振替による納入の場合	8
■納入通知書による納入の場合	8
◇保育認定子どもに係る利用者負担額表	9
Q & A	10～11
【町内保育所(園)の紹介】	12
【町内小規模保育施設の紹介】	13～14
支給認定申請書兼利用者申込書記入例	15～16

◎保育所・小規模保育施設とは

保育所・小規模保育施設とは、保護者が、労働または疾病その他の事由により保育できないと認められた場合に、代わって保育をする施設です。家庭での保育が十分にできないお子さんから優先的に入所しますので、申込みをした全員が入所できない場合もあります。（定員を超えている場合は、確認のうえ“あきまち”となります）

入所(園)にあたっては、「保育の必要性」の認定基準にあてはまるご家庭の方が対象になります。

受付期間

一斉申込期間：例年11月上旬から中旬まで受付

随時入所申込：一斉申込が終了次第随時受付

※入所の状況等によりご希望に添えない場合がございます。予めご了承ください。

※育休終了などで年度途中からの入所を希望される方も一斉入所申込期間内にお申込みください。

受付場所・時間

受付場所：各第一希望の施設へ

時 間：午前8時45分から午後4時00分まで（ただし、土・日曜日・祝日は除く）

対象児童

公・私立保育所：0歳児(生後6ヵ月)から小学校就学前の児童

小規模保育所：0歳児(園により異なる。町内保育所等の紹介参照)から2歳児までの児童

※0歳児については施設により生後何ヵ月から受け入れ可能か異なる場合がありますので、必要に応じて各施設へご確認ください。

入所期間

保護者が希望する期間入所できます。（※「保育の必要性」の認定基準該当者）

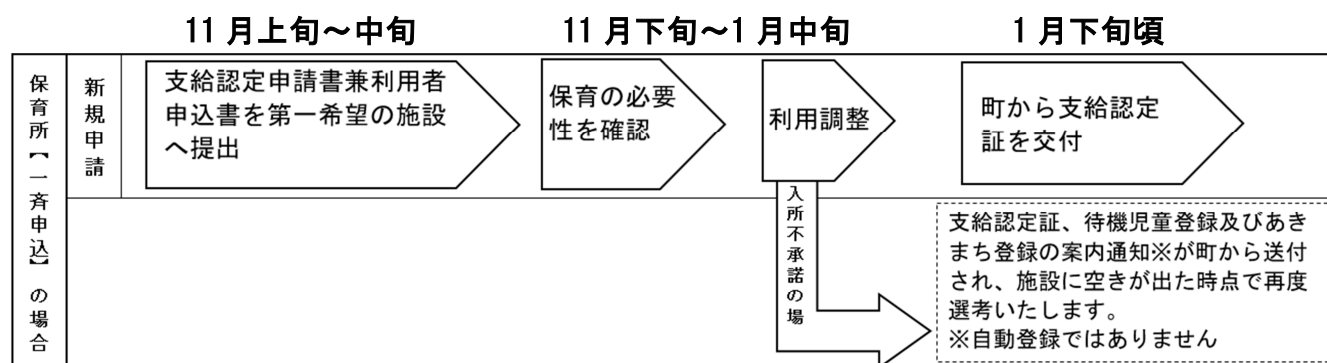
ただし、町へ「支給認定申請書兼利用者申込書」を提出していただき、町から「保育の必要性」の認定を受けていただくことが必要です。

【申込み手続きについて】

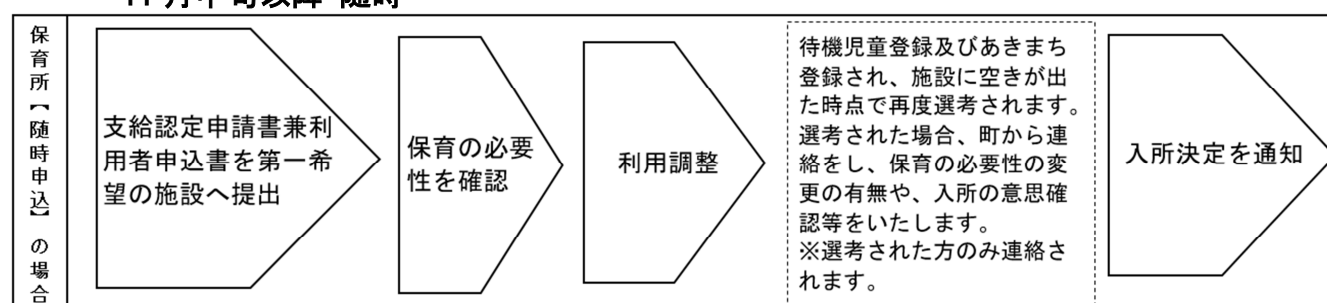
申込み手続きには「支給認定申請書兼利用者申込書」にて「支給認定申請」と「利用者申込」の2つの手続きが必要となります。

- ① 「支給認定申請」とは、保育を必要とする理由、保育の必要量等を町が客観的に審査し、「保育の必要性」を認定するために必要な手続きです。
- ② 「利用者申込」とは、利用を希望する施設を町が確認するために必要な手続きです。

保育所(園)利用までの流れ



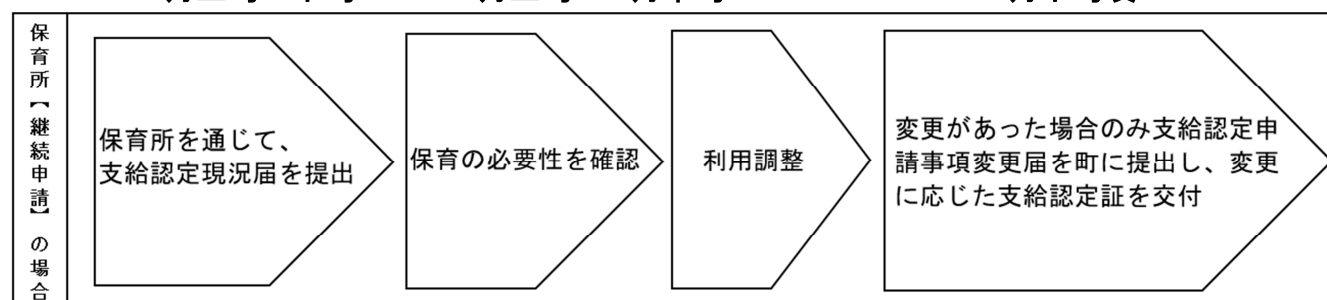
11月中旬以降 随時



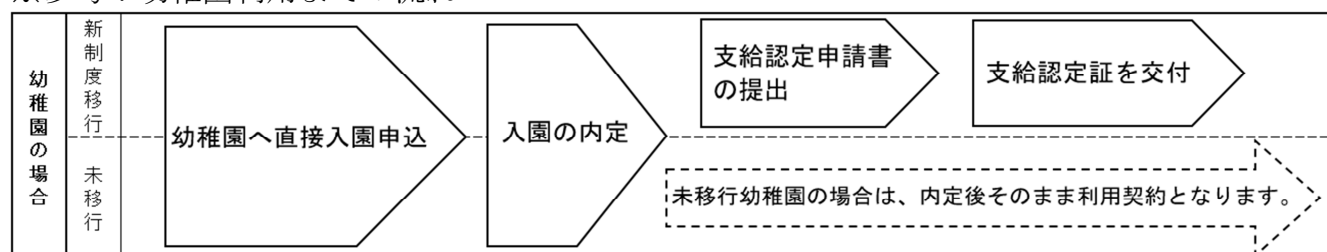
10月上旬～下旬

11月上旬～1月中旬

1月下旬頃



※参考：幼稚園利用までの流れ



☆利用調整について☆

入所児童の父母及び 65 歳未満の同居の親族（祖父母※）の状況をふまえて、保育の必要性の事由に該当する程度の高いお子さんより入所を決定します。

※ 祖父母と同居している又は同一敷地内に住んでいる等で、生計が同一とみなされる場合（例：水道や電気のメーターが一緒の場合等やお子様の保育が可能と判断できる場合は、世帯分離をしていても同居とみなします。）

教育・保育施設等を利用するための教育・保育給付認定

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園（新制度移行型）、保育所（園）、認定こども園及び地域型保育事業施設の利用を希望する保護者の方には、町に『支給認定申請』をして、利用のための『教育・保育給付認定』を受けていただく必要があります。

保育所（園）、認定こども園及び地域型保育事業の利用先は、町が客観的な基準により決定します。また、幼稚園（新制度移行型）は、幼稚園に直接申込みをして、内定を受けた後に、支給認定申請をしていただきます。

【3つの認定区分】

年齢	保育の必要性	認定区分		利用時間	利用先
満3歳以上の 場合	教 育 を 希 望 さ れ る 場 合	1号認定	教育認定	教育標準時間	幼稚園※、認定こども園
	「保育の必要な 理由」に該当し、 保育所等での保 育を希望される 場合	2号認定	保育認定	保育標準時間	保育所(園)、認定こども園
保育短時間					
満3歳未満 の場合		2・3号認定	保育認定	保育標準時間	保育所(園)、認定こども園、 地域型保育事業施設
				保育短時間	

※1号認定教育標準時間は、1日4時間を標準として学則等により各施設で定める教育課程に係る時間です。

【保育施設について】

1. 入所期間について

家庭保育ができない理由が保育を必要とする事由に該当する場合は、保育の実施を希望する期間（最長で就学前まで）が入所期間となります。また、年に一度保育の必要性の認定基準に該当するかを確認するため、現況調査を実施します。

※病気や介護・看護等の事由により一定期間の認定を受け、引き続き保育を必要とする事由に該当する場合は、変更申請により保育施設の利用期間をさらに延長できる場合があります。

2. 退所について

以下に該当する場合、退所となります。

- ①町外に居住することとなった場合（転出した場合）
- ②保育を必要とする事由に該当しなくなった場合
- ③給付認定期間が満了となった場合（主に就学となった場合）

※①及び②の事由は発生次第、利用施設もしくは子ども家庭課にお早めにお知らせください。

3. 慣らし保育について

入所したばかりのお子さんは最初から長時間保育になると環境の変化から大きな負担を感じます。保育施設での生活に慣れるように、保護者のご相談しながら少しずつ保育時間を長くしていく期間です。育休期間での慣らし保育の入所は最大1ヵ月程度としております。

保育所等で保育の利用を希望される場合の保育認定（２号認定、３号認定）では、次の３点について確認いたします。

【保育の認定について】

１．保育を必要とする理由 以下のいずれかの理由に該当することが必要です。

①	就労	※フルタイムのほか、パートタイム、夜間、自営業、在宅勤務など基本的にすべての就労を対象とし、１ヵ月あたり実働４８時間以上就労していること
②	妊娠・出産	
③	疾病・障害	
④	同居又は長期入院中の親族の介護・看護	
⑤	求職活動	※起業準備を含む
⑥	就学	※職業訓練施設等における職業訓練等を含む
⑦	災害復旧	
⑧	虐待やDVのおそれがあること	
⑨	その他、上記に類する状態として町が認める場合	

２．保育の必要量 就労等の理由で保育を利用する場合、次のいずれかの利用時間となります。

①	保育標準時間	・ 父母のフルタイム就労等を想定した利用時間 （１日最長１１時間の中で必要となる保育時間） ※利用について、１ヵ月あたり実働１２０時間以上の就労等が下限
②	保育短時間	・ 父母の短時間就労等（パートタイム就労等）を想定した利用時間 （１日最長８時間の中で必要となる保育時間） ※利用について、１ヵ月あたり実働４８時間以上の就労等が下限

※保育の必要性の理由が

「就労」「就学」「親族の介護・看護」の場合

⇒保護者の状況を書面で確認し、保育の必要量の認定を行います。

「妊娠・出産」「保護者の疾病・障がい」「災害復旧」「虐待やDVのおそれがあること」の場合

⇒「保育標準時間」利用の認定とするものと定められています。

「求職活動」の場合

⇒その保育の必要性の実態を踏まえて、「保育短時間」利用の認定とするものとします。

※育児休業中での利用の場合は「保育短時間」利用の認定となりますのでご注意ください。



3. 「優先利用」への該当有無

以下に該当する場合、保育利用の優先度が調整される場合があります。

①	生活保護世帯
②	ひとり親世帯
③	町内小規模保育施設利用者（次の4月より3歳児（年少）クラス入所希望者のみ）
④	育児休業中に一度退所し期間経過後の再入所申込者
⑤	子どもが障がい有する場合（身体障害者手帳等を所持している場合に限る）
⑥	保護者が保育士、幼稚園教諭、保育教諭のいずれかであり、保育施設等で勤務するまたは勤務予定の場合
⑦	兄弟姉妹がすでに入所等を希望する施設に入所しており、且つ次年度継続利用の場合
⑧	前年度末日までに翌年度の入所を申込み、保育所等の入所等の承諾を受けていない場合
⑨	その他町長が認める場合

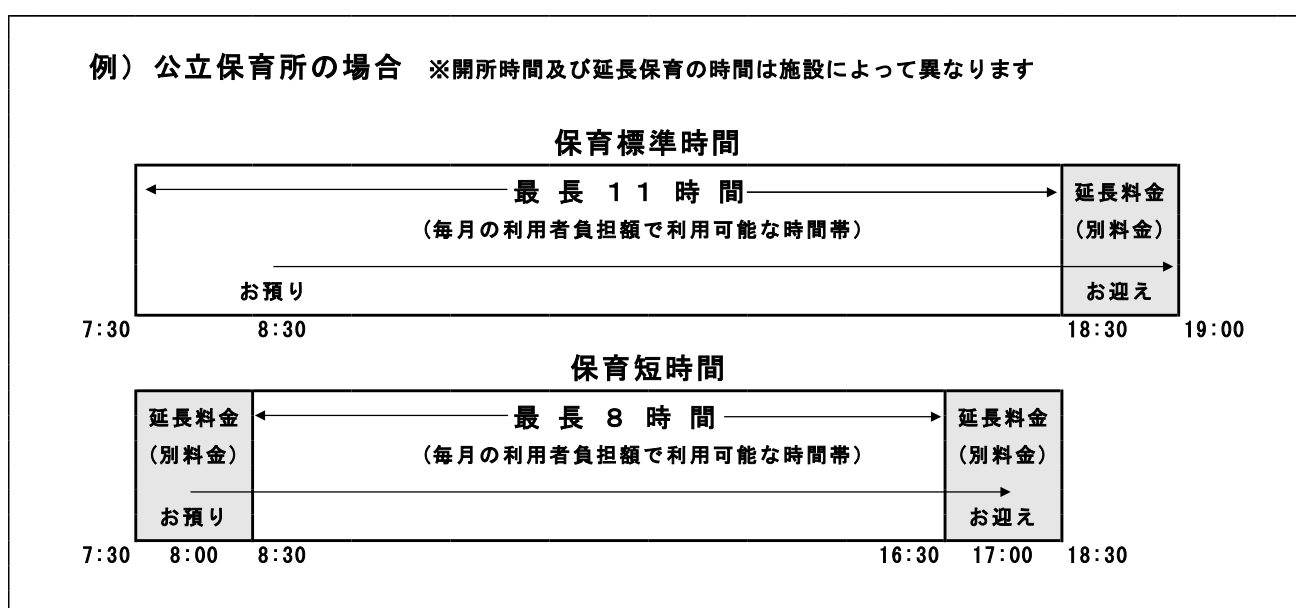
【保育の利用について】

保護者が就労や病気、親族の介護などの「保育を必要とする理由」に該当することで、お子さんにとって保育が必要と認められる場合に、保育所（園）、地域型保育事業施設での保育を利用することができます。

利用する施設については、申請者の希望施設の利用状況などに基づき、町が利用の調整を行います。

【保育の利用時間について】

保護者の状況を客観的に確認し、保育利用時間を「保育標準時間」、又は「保育短時間」のいずれかに認定します。それぞれの保育必要量に応じて、以下の保育利用時間が設定されます。



※保育標準時間、保育短時間及び延長保育時間は、各保育所等の規程等により定められています。

【入所調整における優先基準】

ご提出いただく申込書及び証明書等を基に保育を必要とする程度や家庭の状況等を審査し、保育の必要性の事由に該当する程度の高いお子さんより入所を決定します。

一般的には核家族で父母共働き、またはひとり親家庭で勤務時間の長い方が最も優先度が高くなり、勤務時間の短い方や求職中の方は優先度が低くなります。加えて経済的な状況、保育支援状況、家族の病気や障がいなど総合的・客観的に保育の必要性の状況を考慮の上審査します。

また、就労状況については、契約上の勤務日数・時間だけではなく、実績も含めて審査の対象となる場合もあります。

なお、小規模保育施設の卒園による入所申込みの場合、一斉申込に限り優先度が高くなります。

【保育の必要性の認定及び保育所等の入所申込みに必要な書類等】

※以下の書類については、入所を希望する児童1人について、それぞれ提出してください。

- ① マイナンバーカード（父または母）
- ② ①がない場合、本人確認書類（写真付1点または写真無2点）
- ③ 支給認定申請書兼利用者申込書（入所を希望する児童1人につき1枚）
- ④ 家庭で保育できない状態を確認できる書類（保護者・同居の祖父母1人につき1種類）

	家族の状況	提出書類
就労の状態にある 1ヵ月あたり 実働48時間以上	就労（会社員等） ※産休・育休中の方も含む	就労証明書
	農業・自営業	就労証明書及び営業許可証など
その他	出産（就労していない方）	申出書及び母子手帳の写し
	疾病・障がい	申出書及び診断書・手帳など
	介護・看護	申出書及び介護保険証など
	求職活動	求職活動申告書及び証明書など
	就学	在学証明書

※就労については、フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働など、基本的にすべての労働を含みます。

※65歳未満の親族（祖父母等）が同居している場合は、「保育を必要とする理由」の証明書類の提出が必要です。

⑤売買契約書、または賃貸借契約書等の写し

転入予定の場合の申込要件や書類の詳細につきましては、次項の【柴田町に転入予定の方の申込みについて】をご確認ください。

【柴田町に転入予定の方の申込みについて】

現在、町外に在住の方であっても、入所月の初日までに町内に住民登録を行う予定の方は申込みを受け付けています。ただし、転入予定の方の申込みには、以下の要件が必要です。

- ・ 町内へ転入(住民登録)が決まっており、転入することが確実である。
- ・ 「売買契約書」又は「賃貸契約書」等に、新住所が記載されており、物件引渡日が入所希望月の前月末日までである。また、記載されている期日までに町内への転入手続きが完了できる。
※「売買契約書」又は「賃貸借契約書」等の写しを提出してください。
※「支給認定申請書」もあわせて、提出してください。

【育児休業を取得する場合について】

1. すでにお子さんが入所中で、育児休業を取得する場合

入所児以外の出産による育児休暇取得中は、「保育の必要性」にあるとし、原則「保育短時間」の利用にて継続入所が認められます。

※確定した時点で「支給認定申請事項変更届」、「就労証明書(育児休暇期間の記載があるもの)」を保育所(園)に提出してください。

2. 育児休業の終了後に、入所を希望する場合

育児休業終了後に入所を希望される方も申込を受け付けています。入所申込書と一緒に「就労証明書(育児休業期間の記載があるもの)」の提出をお願いします。

【教育・保育利用者負担金(保育料)について】

保護者に負担していただく教育・保育利用者負担金(以下保育料)は、4月1日現在で0歳～2歳の入所児童の保護者から、保育所(園)で保育するために要する費用の一部を負担していただくもので、国が定めた基準を上限に、町で定めております。

町では、毎月初日を入所日、毎月末日を退所日としており、月途中の入退所は実施しておりません。そのため、毎月初日に在籍していれば、その月に1日も出席しなかった場合でも保育料がかかることとなりますので、ご了承ください。

■保育料の算定

保育料は、父母の市区町村民税額で算定いたします。(ひとり親家庭の場合は、父又は母)算定については、市区町村民税の賦課決定が6月であるため、直近の所得の状況を反映させる観点から、前期(4月～8月分)は前年度、後期(9月～翌年3月分)は当該年度の市区町村民税額で決定します。

※ひとり親世帯等の保育料軽減制度や多子世帯軽減制度、同時利用軽減制度等があります。

世帯状況や課税状況など条件が異なりますので、詳しくは子ども家庭課までお問い合わせください。

【保育料の納入について】

保育所の保育料（教育・保育利用者負担金）は、口座振替または納入通知書による納入をお願いいたします。（保育所のみ。小規模保育施設については施設ごとの支払方法となります。）

■口座振替による納入の場合

取扱金融機関	・七十七銀行 ・仙台銀行 ・仙南信用金庫 ・みやぎ仙南農業協同組合 ・ゆうちょ銀行
--------	---

- ・申請は金融機関での直接申請またはWEB申請となります。（詳細は入所者説明会等でご案内いたします）
- ・手続き完了までは納入通知書での納入となります。
- ・振替日は毎月月末です。また、振替日（末日）が土・日・祝日の場合はそれらの翌営業日になります。
- ・残高不足等により振替ができない場合は、納入通知書（後日送付）での納付となります。

■納入通知書による納入の場合

毎月納期限までに、下記金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ、もしくは柴田町役場子ども家庭課窓口での納付をお願いいたします。

取扱金融機関 (右記の本店・支店・出張所)	・七十七銀行 ・仙台銀行 ・仙南信用金庫 ・みやぎ仙南農業協同組合 ・ゆうちょ銀行、または郵便局 （二次元コードが印字されていない場合は東北6県に限る）
取扱コンビニエンスストア	・MMK設置店 ・くらしハウス ・スリーエイト ・生活彩家 ・セイコーマート ・ポプラ ・デイリーヤマザキ ・ニューヤマザキデイリーストア ・ハセガワストア ・ハマナスクラブ ・ファミリーマート ・タイエー ・ヤマザキスペシャルパートナーシップ ・ヤマザキデイリーストアー ・ローソン ・ローソンスストア100 ・セブンイレブン ・ミニストップ
取扱スマートフォンアプリ	・支払秘書 ・PayB ・PayPay ・FamiPay



はなみちゃん

◇保育認定子どもに係る利用者負担額表

小学校就学前子どもの 属する世帯の階層区分				0～2歳児クラス（出生から3歳になって最初の3月31日まで）								3～5歳児クラス			
				2・3号認定								1号認定	2号認定		
国 基 準	階層 区分	階層認定の基準		保育標準時間				保育短時間				第3子～	教育 標準 時間	保育 標準 時間	保育 短 時間
				第1子	第2子	ひとり親世帯等 ※1		第1子	第2子	ひとり親世帯等 ※1					
						第1子	第2子			第1子	第2子				
1	A	生活保護世帯等		0	0	0	0	0	0	0	0	無償となります			
2	B	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0	0	0				
3	C1	市町村民税均等割額のみ世帯		17,500	8,750	8,000	無償 となり ます	17,300	8,650	8,000	無償 となり ます				
	C2	48,600円未満		19,500	9,750	19,300		9,650							
4	D1	48,600円以上から52,000円未満		22,100	11,050	21,700		10,850							
	D2	52,000円以上から67,000円未満		24,700	12,350	24,300		12,150							
	D3	67,000円以上から 82,000円未満	77,101円未満	27,300	13,650	26,900		13,450	26,900	13,450					
77,101円以上															
D4	82,000円以上から97,000円未満		30,000	15,000	30,000	15,000		29,600	14,800	29,600					
5	D5	97,000円以上から115,000円未満		33,600	16,800	33,600	16,800	33,000	16,500	33,000	16,500				
	D6	115,000円以上から133,000円未満		37,200	18,600	37,200	18,600	36,600	18,300	36,600	18,300				
	D7	133,000円以上から151,000円未満		40,800	20,400	40,800	20,400	40,200	20,100	40,200	20,100				
	D8	151,000円以上から169,000円未満		44,500	22,250	44,500	22,250	43,900	21,950	43,900	21,950				
6	D9	169,000円以上から213,000円未満		50,000	25,000	50,000	25,000	49,100	24,550	49,100	24,550				
	D10	213,000円以上から257,000円未満		55,500	27,750	55,500	27,750	54,600	27,300	54,600	27,300				
	D11	257,000円以上から301,000円未満		61,000	30,500	61,000	30,500	60,100	30,050	60,100	30,050				
7 5	D12	301,000円以上		74,000	37,000	74,000	37,000	72,800	36,400	72,800	36,400				

るた保育
※額のし、料
小世の支は無
学帯収入払い償
校就入3が費と
前36必要なり
の0要給ます
児万なり食
童円未費
から満
第3相
子当
以降
3世
子帯
以と
降定
はめ
免
除
と
な
り
ま
す
。

	階層区分	未就学児 （保育所・幼稚園・認定こども園・家庭的保育事業等の施設を利用）	就学児
多子軽減制度	C1階層～市町村民税額57,700円未満のD2階層に該当する世帯	 第3子  第2子	 第1子
年齢を問わずに適応されます。			
同時利用軽減制度	市町村民税額57,700円以上のD2階層～D12階層に該当する世帯	 第3子  第2子  第1子	
未就学児でかつ同時に施設を利用しているお子さんに対して適用されます。			

【参考】

- 利用者負担額は、保護者の市町村民税の合算された額と、児童の年齢によって決まります。3歳以上児と0歳から2歳児の住民税非課税世帯は無償となります。
- 副食費、延長保育料などは無償化の対象となりませんが、副食費については、世帯の収入状況によって免除される場合があります。
- 年に一回算定年度の切替を行い、9月分から金額が変更になる場合があります。
- 同世帯から、小学校就学前の児童が同時に2人以上特定の施設に入所している場合は、2人目以降の保育料について軽減措置があります。階層によって年齢上限の撤廃があります。
- 利用者負担額の納期限は、毎月末日となります。
※正当な理由なく利用者負担額を滞納した場合は、滞納処分の措置をとることになります。
※0歳から2歳児の副食費は利用料に含まれます。

Q & A

Q 1 3歳の誕生日が来たら、3歳児クラスに入所ができますか？

A 基本的にはその年度の4月1日時点の年齢での利用調整になります。

Q 2 出産予定の場合、申込みできますか？

A 可能です。入所に必要な証明書等に加えて、母子手帳の写し等をご準備いただく場合があります。

Q 3 保育施設に入れなかった場合、その後の手続きはどうなりますか？

A 申込みに関しては、あきまちの意思表示を町子ども家庭課へご連絡いただければ年度内有効となります。なお、申込時点と申込内容が変わった場合は、優先度の変更になる場合がありますので、変更に応じた連絡や書類の提出をしてください。

Q 4 保育標準時間認定を受けた場合、11時間預かってもらえますか？

A 保育施設での保育時間は、認定時間内で必要な時間を利用していただくようになります。保育時間については、就労が理由でのご利用の場合、就労時間及び通勤時間が基本となります。理由なく長時間の利用はできません。

Q 5 標準時間から短時間へ変更すると保育料は変わりますか？また、いつから変わりますか？

A 保育を必要とする時間により「保育標準時間」「保育短時間」の保育料となります。ご家庭での状況で保育の必要量が変更になる場合は、保育施設を通じて変更申請をしてください。申請を受けた翌月から保育料を変更します。

Q 6 職場が柴田町外にあります。職場近くの保育所等を利用できますか？

A 認可外の保育施設であれば利用可能です。認可保育施設は原則利用できませんが、保育所の所在地市町村との協議により、受け入れ可能となれば利用できます。

Q 7 入所希望先は多く記入したほうがいいですか？

A 入所の調整は希望先として挙げられている保育施設で行います。希望施設が限定されれば、その施設のみでの調整となりますのでご了承ください。決定すれば毎日送迎いただくようになりますので、ご家庭の状況において可能な範囲で記入してください。

Q 8 柴田町に引っ越しを考えています。転入予定での申込みはできますか？

A 転入予定での申込みは可能です。転入予定先(住所)を明確にしてお申込みいただくようになります。入所ができとなった場合、入所日前には柴田町内に住民登録をしていただく必要があります。

Q 9 第1希望以外の保育施設に入所した場合、第1希望の保育施設に転所できますか？

A 転所希望の場合、入所者に対して年に1度（10月～11月）行われる新年度継続入所申込への申請はせずに、新規入所一斉申込（10月～11月）として申請していただきます。申込状況等によりご希望の施設への入所がかなわない可能性がございますので、予めご了承ください。

Q 10 育児休業中に入所はできますか？

A 育児休業中は保育の必要性に該当しないため、対象外です。ただし、仕事に復帰する日の約1ヵ月前から慣らし保育を行う場合の入所は可能となっています。

※現在、お子さんが保育施設を利用していて、育児休業を取得する場合、入所しているお子さんは育児休業中でも「保育短時間」として継続利用が可能となります。

Q 11 祖父母等が同居していても申込みはできますか？

A 申込みはできますが、65歳未満の同居の祖父母についても保育を必要とする旨の証明書等が必要となります。なお、住民票上世帯が分かれていても同居とみなします。（ただし、水道メーター等生計が独立していると認められる場合は除きます。）

Q 12 仕事を辞めました。保育所は退所しなければなりませんか？

A 仕事を辞めて、家庭での保育が可能な場合は退所となります。ただし、「次の仕事を探す」という場合は、求職活動の証明書類を提出していただくことで、90日を経過する月の末日までは利用可能です。期日までに就労(保育の必要性に応じた事由)ができなければ退所となります。

Q 13 食物アレルギーがあるのですが、アレルギー除去食は実施していますか？

A 食物アレルギーに対しての除去食対応はかかりつけ医による指示書をもとに保育所の栄養士との面接の上、可能な範囲で行っております。症状によってはお子さんの命にかかわる大切なことですので、必ず申し出てください。

Q 14 保育所について、公立と私立で何か違いはありますか？

A 「保育所保育指針」をもとに保育を行っている認可の保育所という点では大きな違いはありません。保育料に関しても公立、私立とともに同様の料金表をもとに決定しております。設置主体が公立は柴田町、私立は株式会社となっています。

※「保育所保育指針」とは、全国の認可保育所が遵守しなければならない保育の基本原則として、厚生労働省が告示する、保育所における保育内容に関する事項及び運営に関する事項を定めたものになります。

【町内保育所(園)の紹介】

■認可保育所(園) (0歳児～5歳児)

【公立】

保育所名	定員※	電話番号	所在地
船岡保育所	160 名	0224-55-1253	柴田町船岡新栄 2 丁目 18-1
槻木保育所	100 名	0224-56-1332	柴田町槻木下町 2 丁目 6-31
西船迫保育所	100 名	0224-57-1387	柴田町西船迫 2 丁目 5-29

【保育実施日】 月曜日～土曜日 (年末年始、祝祭日を除く)

【保育時間】 標準時間：午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分 (最長 11 時間)

短 時 間：午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分 (最長 8 時間)

【延長実施日】 月曜日～金曜日 (年末年始、祝祭日を除く)

標準時間：午後 6 時 30 分～午後 7 時 00 分

短 時 間：午前 7 時 30 分～午前 8 時 30 分、午後 4 時 30 分～午後 6 時 30 分

【対象年齢】 生後満 6 ヶ月～小学校就学前

【私立】

しばたペンギン国際幼児園 電話:0224-86-4481 所在地:柴田町大字船岡字下横橋 54-1			
【保育実施日】 月曜日～土曜日 (年末年始、祝祭日を除く)			
【保育時間】 午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分 (延長あり午後 7 時 00 分まで)			
【定員】※ 50 名			
【対象年齢】 生後満 6 ヶ月～小学校就学前			

カラーズつきのき園 電話:0224-87-8946 所在地:柴田町大字四日市場字神明 203			
【保育実施日】 月曜日～土曜日 (年末年始、祝祭日を除く)			
【保育時間】 午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分 (延長あり午後 7 時 00 分まで)			
【定員】※ 60 名			
【対象年齢】 生後満 6 ヶ月～小学校就学前			

ハピネス保育園柴田 電話:0224-86-9812 所在地:柴田町槻木東 1 丁目 1-5			
【保育実施日】 月曜日～土曜日 (年末年始、祝祭日を除く)			
【保育時間】 午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分 (延長あり午後 7 時 00 分まで)			
【定員】※ 72 名			
【対象年齢】 生後満 2 ヶ月～小学校就学前			

※定員は目安となるため、実際にお預かりする人数と異なる場合があります

【町内小規模保育施設の紹介】

■小規模保育事業所（0歳児～2歳児）

小規模保育事業所とは、2歳児までを対象とした、定員10～19人の比較的小さな施設です。規模の特性を生かしたきめ細やかな保育を実施しています。

施設の運営基準(保育士配置、面積、給食、保育料など)は基本的に認可保育所と同等です。保育所と同程度の保育サービスを提供する施設として、柴田町が認可しています。

<船岡地区>

あんこハウス	電話:0224-54-5305	所在地:柴田町船岡東1丁目4-30
【保育実施日】 月曜日～金曜日（年末年始、祝祭日を除く）		
【保育時間】 午前7時30分～午後6時30分（延長なし）		
【定員】※ 10名		
【対象年齢】 生後満6ヵ月～2歳児		

モンテッソーリこどもの家 ぽこぽこふなおか	電話:0224-51-8834	所在地:柴田町船岡中央2丁目5-32
【保育実施日】 月曜日～土曜日（年末年始、祝祭日を除く）		
【保育時間】 午前7時00分～午後6時00分（延長あり午後7時00分まで）		
【定員】※ 19名		
【対象年齢】 生後満2ヵ月～2歳児		

小規模認可保育園 カラーズふなおか園	電話:0224-87-8466	所在地:柴田町大字船岡字久根添67-1
【保育実施日】 月曜日～土曜日（年末年始、祝祭日を除く）		
【保育時間】 午前7時30分～午後6時30分（延長あり午後7時00分まで）		
【定員】※ 19名		
【対象年齢】 生後満6ヵ月～2歳児		



< 槻木地区 >

ゆるりんのおうち槻木 電話:0224-87-8723 所在地:柴田町槻木白幡2丁目10-34	
【保育実施日】月曜日～土曜日（年末年始、祝祭日を除く）	
【保育時間】 月～金曜日 午前7時30分～午後6時30分（延長あり）	
土曜日 午前7時30分～午後4時30分	
【定員】※ 12名	
【対象年齢】 生後満6ヵ月～2歳児	

小規模認可保育園 どれみ 電話:0224-87-8747 所在地:柴田町槻木上町3丁目2-15	
【保育実施日】月曜日～土曜日（年末年始、祝祭日を除く）	
【保育時間】 午前7時30分～午後6時30分（延長あり午後7時00分まで）	
【定員】※ 12名	
【対象年齢】 生後満6ヵ月～2歳児	

< 船迫地区 >

くまの子 電話:0224-87-8992 所在地:柴田町大字船迫字庚申前24	
【保育実施日】月曜日～土曜日（年末年始、祝祭日を除く）	
【保育時間】 午前7時30分～午後6時30分（延長あり午後7時00分まで）	
【定員】※ 12名	
【対象年齢】 生後満6ヵ月～2歳児	

※定員は目安となるため、実際にお預かりする人数と異なる場合があります



年 月 日

柴田町長

保護者氏名 柴田 太郎

支給認定を受けたいので、子ども・子育て支援法第20条第1項の規定により関係書類を添えて
下記のとおり申請します。

別紙「記入上の注意」をよくお読みの上記入して下さい。

申請の対象となる 子ども	氏 名	生年月日・個人番号		年 齢	性別	障害者手帳の有 無
	しばた いちたろう 柴田 一太郎	令和・平成 年 月 日	R6年 4月 1日現在の満年齢 1歳	男・女	有・無	
	現在の保育状況	家族・その他（ 個人番号(マイナンバー) を記入してください。				
保護者の住所	住 所	〒989-1692 柴田町船岡中央2丁目3-45				
連絡先の電話番号	連絡のつく優先順位番号 1～3を右の()内に入 れてください。	(1)自宅電話番号 ●●●●-●●-●●●●	(3)父携帯電話番号 ●●●-●●●●-●●●●	(2)母携帯電話番号 ●●●-●●●●-●●●●		
支給認定証番号	※既に支給認定を受けている場合に記入してください。					
保育希望の有無 (希望するものを○ で囲んでくださ い。)	有 (※1)	保護者の労働等の理由により保育所等(※3)における保育の利用を希望する場合 (幼稚園等と併願する場合を含む。)				
	無 (※2)	幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願する場合を除く。)				

※1「有」を○で囲んだ場合は、次の①～④に、必要事項を記入してください。

※2「無」を○で囲んだ場合は、次の①～③に必要事項を記入してください。

※3「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます(以下同じ。)

「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。

① 情報の閲覧等に関する同意の署名

申請に係る子どもが、子どものための教育・保育給付を受ける間において、町担当職員が支給認定を行うために必要な市町
村民税に関する情報(同一世帯員のものを含む。)及び世帯員の情報を閲覧等すること並びにこれらの情報に基づき決定した
利用者負担額を特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対して提示することに同意します。

保護者氏名 柴田 太郎

② 世帯の状況(対象となる子ども以外で、保護者及び同居している人全員について記入してください。)

区分	氏 名	子どもと の続柄	生年月日 【個人番号】	年齢 (歳)	職業(会社名) または学校名等	備 考 (支給認定証番号)
子 ど も の 世 帯 員	しばた 太郎 柴田 太郎	父	S (H) R●●●年●月●日 []	30	会社員	同居・別居
	しばた はなこ 柴田 花子	母	S (H) R●●●年●月●日 []	29	会社員	同居・別居
	しばた はなみ 柴田 はなみ	姉	S (H) R●●●年●月●日	2	○小規模園	
	しばた まちお 柴田 町男	祖父	(S) H・R●●●年●月●日	61	自営	
	しばた はなえ 柴田 はなえ	祖母	(S) H・R●●●年●月●日	59	主婦	
	ふりがな			年 月 日		
生活保護の受給の有無		無・有 (年 月 日 保護開始)				

裏面も記入願います。

③利用を希望する期間及び希望する施設（事業者）名等

利用を希望する期間	R 6 年 4 月 1 日 から		☒ R 7 年 3 月 31 日 まで ☐ 小学校就学前まで	
利用を希望する施設（事業者）名		施設（事業者）名	希望する理由	
	第 1 希望	○小規模園	☒ 自宅職場に近い ☒ 兄弟等入園 ☐ その他（ ）	
	第 2 希望	××保育所	☒ 自宅職場に近い ☐ 兄弟等入園 ☐ その他（ ）	
	第 3 希望	△小規模園	☒ 自宅職場に近い ☐ 兄弟等入園 ☐ その他（ ）	
	第 4 希望	□□保育所	☒ 自宅職場に近い ☐ 兄弟等入園 ☐ その他（ ）	

希望施設が保育所の際は「小学校就学前まで」、小規模保育施設の場合は2歳児クラス終了年月日※を記入ください。
 ※3歳のお誕生日から初めての3/31

④保育の利用を必要とする事由等（※1「有」を○で囲んだ方は記入してください。）

保育の利用を必要とする事由	続柄	必要とする事由	備考
	父	☒ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（ ）	
	母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（ ）	
		☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（ ）	
家庭の状況	☐ ひとり親家庭 ☐ 左記以外		
必要とする利用時間	必要とする曜日（○をつけてください。）		必要とする時間
	○月 ○火 ○水 ○木 ○金 土		7 時 3 0 分 から 1 8 時 0 0 分 まで

必ず保育の必要な曜日に○をつけてください。

○柴田町記載欄

受付年月日	年 月 日		
認定の可否	☐ 可	年 月 日 認定	認定証番号
	☐ 否 (理由)		認定区分等
入所施設（事業者）の可否	☐ 可・ ☐ 否（否とする理由）		入所施設（利用）期間
	☐ 幼稚園 ☐ 保育所 ☐ 認定こども園 ☐ 地域型（ ☐ 小 ☐ 家 ☐ 居 ☐ 事） 入所施設（事業者）名		自： 年 月 日 至： 年 月 日

○入所施設（事業者）記載欄（入所施設（事業者）を経由して柴田町に提出する場合）

受付年月日	年 月 日	
施設（事業者）	事業者番号	
担当者氏名・連絡先	担当者	連絡先
入所契約（内定）の有無	☐ 有 →（契約・内定（ 年 月 日 ）） ☐ 無	
備 考		